

セルフエステスタジオ「BODY ARCHI」の「施設利用規約」、「マシン利用規約」及び「コース会員規約」に対する申入れ等と回答

1. BODY ARCHI 施設利用規約

	規約・条項	乙(消費者機構日本)からの申入れ・要請 申入れ・要請の趣旨	申入れ・要請の理由	甲(ボディアーキ・ジャパン)からの回答 変更内容
申入れ事項①	第5条(体験利用) 1. 体験利用者は、当社所定の手続きを行い、当社が承認した場合、本施設を利用することができるものとします。 2. 体験利用者は、別途当社が定める体験利用料金を当社に支払うものとします。 3. 当社は、当社に債務不履行等の帰責事由がある場合を除き、体験利用者から受領した体験利用料金の返還を行わないものとします。	第5条3項 施設利用規約第5条3項の削除を求めます。	民法536条1項は当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付の履行を拒むことができると規定しています。天災地変等、貴社に帰責事由がない場合に、債務を履行することができなくなったときには、民法536条1項によれば、利用者は反対給付の履行を拒むことができるとされていることから、支払義務を負いません。貴社が体験利用の役務を提供できない場合に、消費者は体験利用契約を債務不履行により解除することができ、消費者が解除した場合に、既払金(支払った利用料金)があるのであれば、消費者は既払金の返還を求めることができます。 本条項は貴社に債務不履行等の帰責事由がある場合を除き、体験利用料金の返還を行わない旨規定しており、消費者の返還請求権を制限するものであり、消費者契約法10条の第一要件を満たします。また、利用者は体験利用ができなかったにも関わらず、一切返還が受けられないことから、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項に該当するため、消費者契約法10条の第二要件を満たします。 よって、本条項は消費者契約法10条に抵触することから削除を求めます。	削除ではなく、下記変更案の通り、修正させていただきます。(変更案) 3. 当社は、当社に債務不履行等の帰責事由がある場合又は不可抗力により本施設が利用できない場合を除き、体験利用者から受領した体験利用料金の返還を行わないものとします。
申入れ事項②	第6条(ビジター利用) 1. 次の各号のいずれかにあてはまる方は、当社所定の手続きを行い、当社が承認した場合、ビジター利用を行うことができます。 (1) 前条に定める体験利用を過去に行ったことのある方 (2) 会員が、会員プランごとに定める利用可能時間外に利用する場合 (3) 過去に会員だった方 2. 当社は、当社に債務不履行等の帰責事由がある場合を除き、ビジター利用者より受領した利用料金の返還を行わないものとします。	第6条2項 施設利用規約第6条2項の削除を求めます。	施設利用規約第5条3項に同じ。	削除ではなく、下記変更案の通り、修正させていただきます。(変更案) 3. 当社は、当社に債務不履行等の帰責事由がある場合又は不可抗力により本施設が利用できない場合を除き、ビジター利用者から受領したビジター料金の返還を行わないものとします。
申入れ事項③	第9条(当社の免責事項) 当社は次の各号について、責任を負わないものとします。但し、当社の故意または重過失により発生した損害等についてはこの限りではありません。 (1) 本施設内での盗難等の事故 (2) 利用者同士のトラブル (3) 第12条(利用の制限)により本施設の利用ができないことによる損害 (4) 利用者が本規約および個別規定等を遵守しなかったことにより発生した損害 (5) 前各号に類する損害等	第9条柱書 施設利用規約第9条柱書の削除を求めます。	本条項は貴社が軽過失の場合について損害賠償の全部の免責を規定する条項です。これは消費者契約法8条1項1号又は3号に抵触することから削除を求めます。	削除ではなく、下記変更案の通り、修正させていただきます。(変更案) 第9条 当社は次の各号について、当社の過失により発生した損害のうち直接かつ現実に生じた通常の損害(逸失利益・間接損害を含みません)に限り、金10万円を上限として責任を負うものとします。ただし、当社の故意または重過失(生命・身体への損害については過失とします。)により発生した損害についてはその限りではありません。 (1) 本施設内での盗難等の事故 (2) 利用者同士のトラブル (3) 第12条(利用の制限)又は第15条(本施設の閉鎖等)により本施設の利用ができないことによる損害 (4) 利用者が本規約および個別規定等を遵守しなかったことにより発生した損害 (5) 前各号に類する損害等 (6) その他当社が何らかの理由により賠償責任を負う場合の損害
申入れ事項④	第10条(利用者の責任) 1. 利用者は、本施設の利用を利用者自らの責任において行なうものとします。利用者は、利用者自身の行為の結果について一切の責任を負い、行為の結果生じた損害(弁護士費用など一切の費用を含む)を負担するものとします。 2. 利用者は、本施設の利用を通じて当社または第三者(他の利用者を含む)に損害を与えた場合には、利用者自らの責任と費用負担において、その損害を賠償しなければならないものとします。 3. 利用者は、自己のID・パスワードまたはバーコードの管理について一切の責任を負うものとし、第三者が利用者の許可や知見なくこれらを使用することにより本施設が利用された場合でも、利用者自らが当該利用を行ったものとみなされ、それにより生じる責任を利用者は負うものとします。 4. 前各項の規定は、当社に故意または重過失がある場合の、利用者の当社に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。	第10条1項第2文 施設利用規約第10条1項第2文(下線部分)の削除を求めます。	本条項は会員に、自身の行為の結果について一切の責任及び行為の結果生じた損害を負担させる条項です。仮に貴社に不法行為や債務不履行責任が認められるのであれば、これらによって生じた損害を貴社は賠償しなければなりません。本条項があることによって、貴社は免責されることとなります。 よって、本条項は消費者契約法8条1項1号又は3号に抵触することから削除を求めます。	削除ではなく、下記変更案の通り、修正させていただきます。(変更案) 1 利用者は、本施設の利用を利用者自らの責任において行なうものとします。利用者は、利用者自身の行為の結果について一切の責任を負い、当該行為の結果生じた損害(弁護士費用など一切の費用を含む)を負担するものとします。ただし、当社の故意または過失により生じた損害については、第9条の規定に準じるものとします。
申入れ事項⑤	第12条(利用の制限) 1. 当社は、本施設運営を円滑に行うため、利用者による本施設の利用時間・利用回数・利用人数を制限することができるものとします。 2. 当社は、下記における利用者による本施設の利用を制限することができます。 (1) 第11条第2項に定める休業日 (2) 本施設内の点検・修理・改装を行う場合 (3) 当社が特別なイベント等を実施する場合 (4) 天災地変その他当社の責に帰すことのできない不可抗力により本施設の利用ができない場合 3. 前各項の場合に、利用者がなんらかの不利益を被った場合でも、当社は責任を負わないものとします。但し、当社の故意または重過失により発生した損害等についてはこの限りではありません。	第12条3項本文 施設利用規約第12条3項本文(下線部分)の削除を求めます。	本条項は、「天災地変その他当社の責めに帰すことのできない不可抗力により本施設の利用ができない場合」に、利用者が何らかの不利益を被った場合でも貴社が責任を負わない旨の規定です。 民法536条1項は当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付の履行を拒むことができると規定しています。天災地変等、貴社に帰責事由がない場合に、債務を履行することができなくなったときには、民法536条1項によれば、利用者は反対給付の履行を拒むことができるとされていることから、支払義務を負いません。貴社が体験利用の役務を提供できない場合に、消費者は体験利用契約を債務不履行により解除することができ、消費者が解除した場合に、既払金(支払った利用料金)があるのであれば、消費者は既払金の返還を求めることができます。 本条項は貴社が責任を負わない旨規定しており、消費者の返還請求権を制限するものであり、消費者契約法10条の第一要件を満たします。また、利用者は体験利用ができなかったにも関わらず、一切返還が受けられないことから、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項に該当するため、消費者契約法10条の第二要件を満たします。 よって、本条項は消費者契約法10条に抵触することから削除を求めます。	削除致します。
申入れ事項⑥	第12条(利用の制限) 1. 当社は、本施設運営を円滑に行うため、利用者による本施設の利用時間・利用回数・利用人数を制限することができるものとします。 2. 当社は、下記における利用者による本施設の利用を制限することができます。 (1) 第11条第2項に定める休業日 (2) 本施設内の点検・修理・改装を行う場合 (3) 当社が特別なイベント等を実施する場合 (4) 天災地変その他当社の責に帰すことのできない不可抗力により本施設の利用ができない場合 3. 前各項の場合に、利用者がなんらかの不利益を被った場合でも、当社は責任を負わないものとします。但し、当社の故意または重過失により発生した損害等についてはこの限りではありません。	第12条3項ただし書き 施設利用規約第12条3項ただし書きの削除を求めます。	本条項は貴社が軽過失の場合について損害賠償の全部の免責を規定する条項です。これは消費者契約法8条1項1号又は3号に抵触することから削除を求めます。	削除致します。
申入れ事項⑦	第15条(本施設の閉鎖等) 1. 当社は、次の各号の場合、利用者に事前通知を行うことなく、本施設の全部または一部を閉鎖し、または利用を制限することができます。 (1) 法令・行政機関等の指示・命令に基づく場合 (2) 地震・津波・洪水・噴火等の天災地変、戦争・動乱・暴動等の不可抗力 (3) その他、本施設運営を継続しがたい事由が生じたとき 2. 前項の場合に、利用者がなんらかの不利益を被った場合でも、当社は責任を負わないものとします。但し、当社の故意または重過失により発生した損害等についてはこの限りではありません。	第15条2項本文 施設利用規約第15条2項本文(下線部分)の削除を求めます。	施設利用規約第12条3項本文に同じ。	削除致します。

申入れ事項⑧	<p>第15条(本施設の閉鎖等)</p> <p>1. 当社は、次の各号の場合、利用者に事前通知を行うことなく、本施設の全部または一部を閉鎖し、または利用を制限することができます。</p> <p>(1) 法令・行政機関等の指示・命令に基づく場合</p> <p>(2) 地震・津波・洪水・噴火等の天災地変、戦争・動乱・暴動等の不可抗力</p> <p>(3) その他、本施設運営を継続しがたい事由が生じたとき</p> <p>2. 前項の場合に、利用者がなんらかの不利益を被った場合でも、当社は責任を負わないものとします。但し、当社の故意または重過失により発生した損害等についてはこの限りではありません。</p>	<p>第15条2項ただし書き</p> <p>施設利用規約第15条2項但し書きの削除を求めます。</p>	<p>本条項は貴社が軽過失の場合について損害賠償の全部の免責を規定する条項です。これは消費者契約法8条1項1号又は3号に抵触することから削除を求めます。</p>	<p>削除致します。</p>
要請事項①	<p>第20条(規約・個別規定等の改定)</p> <p>1. 当社は、必要と判断した時、利用者の承諾を得ることなく本規約および個別規定等を改定することができるものとし、本施設のWEB サイト上に改定内容等が表示された時点より、効力を生じるものとします。</p> <p>2. 本規約の内容が改定され、改定後においても引き続き本施設を利用者が利用した場合、利用者は、本規約の改定に同意したものとみなされ、利用者および当社は、改定後の規約に拘束されるものとします。</p>	<p>第20条</p> <p>規約・個別規定等が利用者にとって不利益に改定された場合に、合理的な周知期間を設けると共に、契約の解除及び返金を認めるよう要請します。</p>	<p>本条項においては、改定後に引き続き本施設を利用した場合に、改定に同意したものとみなす旨規定されていますが、改定に同意しない場合の手続の規定がありません。特に、利用者にとって不利益に改定された場合に、同意しない利用者には契約を解除することが認められるべきと考えますので、その点を規定するよう求めるものです。</p>	<p>削除ではなく、下記変更案の通り、修正させていただきます。(変更案)</p> <p>3. 前二項に関わらず、法令上利用者の同意が必要となるような内容の変更の場合には、当社所定の方法で同意を得るものとします。</p>

2. BODY ARCHIマジン利用規約

規約・条項		乙(消費者機構日本)からの申入れ・要請		甲(ポディアーク・ジャパン)からの回答
		申入れ・要請の趣旨	申入れ・要請の理由	変更内容
申入れ事項⑨	<p>使用方法に問題があったことにより発生した事故(火傷・皮膚トラブルを含む)について、当社は一切責任を負いません。</p>	<p>左記下線部分の削除を求めます。</p>	<p>使用方法に問題があった場合の中には、貴社の説明不足に使用方法が誤ってしまい、事故が発生する可能性があります。こうした場合であっても一切の責任を免責する本条項は消費者契約法8条1項1号又は3号に抵触することから削除を求めます。</p>	<p>削除ではなく、下記変更案の通り、修正させていただきます。(変更案)</p> <p>使用に問題があった場合の火傷・皮膚トラブルなど事故が発生した場合には、当社は一切責任を負いません。ただし、当社に故意又は重過失(生命・身体の損害については過失とします。)がある場合にはその限りではありません。</p>

3. BODY ARCHIコース会員規約

規約・条項		乙(消費者機構日本)からの申入れ・要請		甲(ポディアーク・ジャパン)からの回答
		申入れ・要請の趣旨	申入れ・要請の理由	変更内容
申入れ事項⑩	<p>第5条(入会金)</p> <p>1. 会員は、入会時に、別途当社が定める入会金を支払うものとします。</p> <p>2. 当社は、当社に債務不履行等の帰責事由がある場合を除き、会員から受領した入会金の返還は行わないものとします。</p>	<p>第5条2項</p> <p>会員規約第5条2項の削除を求めます。</p>	<p>施設利用規約第5条3項に同じ。</p>	<p>削除ではなく、下記変更案の通り、修正させていただきます。(変更案)</p> <p>2. 当社は、当社に債務不履行等の帰責事由がある場合又は不可抗力により本施設が利用できない場合を除き、会員から受領した入会金の返還を行わないものとします。</p>
申入れ事項⑪	<p>第6条(月額利用料)</p> <p>1. 会員は、当社が別途定める月額利用料(以下「月額利用料」といいます)を支払うものとします。なお、支払時期については、下記表に定めます。決済方法支払(請求)時期クレジットカード当月分を当月10日(入会月は翌月10日)に請求します。※利用するカード会社によって引落日が異なります。口座振替当月分を当月27日(入会月は翌月27日)に引落します。※27日が土日祝日の場合、翌営業日の引落しとなります。</p> <p>2. 入会日の属する月(以下「入会月」といいます)の月額利用料については、計算を行うものとし、入会日翌日から入会月末日までの日数相当分を支払うものとします。なお、入会日が月の末日であった場合には、翌月1日以降の月額利用料を支払うものとします。</p> <p>3. 本施設を利用していない月に関しても、月額利用料の全額をお支払いいただくものとし、当社に債務不履行等の帰責事由がある場合を除き、日割計算や返金は行わないものとします。</p>	<p>第6条3項</p> <p>会員規約第6条3項の削除を求めます。</p>	<p>施設利用規約第5条3項に同じ。</p>	<p>削除ではなく、下記変更案の通り、修正させていただきます。(変更案)</p> <p>3. 本施設を利用していない月に関しても、月額利用料の全額をお支払いいただくものとし、当社に債務不履行等の帰責事由がある場合又は不可抗力により本施設が利用できない場合を除き、日割計算や返金は行わないものとします。</p>
申入れ事項⑫	<p>第13条(契約の解除)</p> <p>1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は会員との契約を解除できるものとします。</p> <p>(1) 当社に提供した登録情報に虚偽の内容が含まれていたとき</p> <p>(2) 本施設の利用を故意または重過失により損壊したとき</p> <p>(3) 月額利用料、その他の諸費用を3カ月以上滞納したとき</p> <p>(4) 本規約、個別規定等に違反したとき</p> <p>2. 前項に該当した会員は、当社に対する損害賠償および支払済の料金の返還等の請求を行うことはできないものとします。</p> <p>3. 前項の規定は、当社の故意または重過失により発生した損害の賠償請求および当社に債務不履行等の帰責事由がある場合の会員による料金の返還請求を妨げるものではありません。</p>	<p>第13条2項</p> <p>会員規約第13条2項の削除を求めます。</p>	<p>本条項は、同条1項記載の事由に該当する場合に、貴社において契約の解除ができ、その場合に、会員が貴社に対して損害賠償及び支払済みの料金の返還等の請求を行うことができないとするものです。</p> <p>契約が解除された場合に損害賠償請求ができないことは損害賠償責任の全部免責に該当します。</p> <p>よって、消費者契約法8条1項1号又は3号に抵触するため削除を求めます。</p> <p>また、支払済みの料金の返還請求ができないとする条項は、解除に伴う損害賠償の額の予定又は違約金を定めたものと解されますので、平均的損害の額を超える部分については無効となります。</p> <p>よって、消費者契約法9条1号に抵触するため削除を求めます。</p>	<p>削除ではなく、下記変更案の通り、修正させていただきます。(変更案)</p> <p>2. 前項により当社が契約を解除したことにより会員が損害を被った場合にも、当社は、責任を負わないものとします。</p> <p>3. 前項の規定は、当社の故意または重過失(生命・身体の損害については過失とします。)により発生した損害の賠償請求および当社に債務不履行等の帰責事由がある場合の会員による料金の返還請求を妨げるものではありません。</p>
要請事項②	<p>第10条(休会)</p> <p>1. 休会しようとする会員は、利用登録中の店舗に来店のうえ、別途当社が指定する休会手続きを行うものとします。なお、休会期間の開始日については、下記表に定めます。休会手続き完了日休会期間開始日毎月1日～27日翌月1日毎月28日～末日翌々月1日</p> <p>2. 休会中の会員は、休会期間中の月額利用料を支払う義務を負わないものとします。</p> <p>3. 休会中の会員が、利用を再開しようとする場合、別途当社が指定する手続き(以下「利用再開手続き」といいます)を行うものとします。</p> <p>4. 利用再開手続きが完了(以下「復会」といいます)した会員は、休会前と同条件にて本施設を利用できるものとします。なお、復会後の月額利用料の支払いについては、以下に定めるものとします。</p> <p>(1) 復会月:実際に施設利用を行った日から当月末日までの日数相当分を支払うものとします。</p> <p>(2) 復会月の翌月以降:施設利用の有無にかかわらず、月額利用料全額を支払うものとします。</p> <p>5. 休会期間は12カ月間を限度とし、これを超過しても利用再開手続きが行われない場合は、休会期間開始月を初月とする12か月後の末日をもって退会したものとみなします。</p> <p>6. 休会期間の日数については、利用期間への通算は行わないものとします。</p> <p>7. キャンペーン等により、解約料等の支払いについて別途合意していた会員については、当該定めに従い、休会時に解約料等を支払わなければならないものとします。</p> <p>8. 復会した会員は、復会日の翌月末日までの期間は、再度の休会を行えないものとします。</p>	<p>第10条</p> <p>休会手続きについて、来店以外の方法を認めるよう要請します。</p>	<p>本条項は休会手続きにつき、利用登録中の店舗に来店のうえ、休会手続きを行う旨規定しています。休会を希望する会員の中には、怪我や病気などで長期に渡って来店が困難な会員がいることが想定され、そのような会員に対して来店を求めることは消費者の利益にそぐわないものといえます。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑みると、利用者が休会手続きのために店舗まで来店することに躊躇を覚えることもあり、感染リスクを減少させるためにも、来店以外の休会手続きを認めるべきであると考え、要請するものです。</p>	<p>下記変更案の通り、修正させていただきます。(変更案)</p> <p>1. 休会しようとする会員は、利用登録中の店舗に来店又は当該店舗宛に別途当社の指定する書類を郵送のうえ、別途当社が指定する休会手続きを行うものとします。なお、休会期間の開始日については、下記表に定めます。※なお、郵送の方法による休会手続きは、当社の指定する書類の記載・内容が不足なく当社に到達し、当該内容を当社が確認できたときに完了するものとします。</p>
要請事項③	<p>第11条(退会)</p> <p>1. 本施設を退会しようとする会員は、利用登録中の店舗に来店のうえ、別途当社が指定する退会手続きを行うものとします。なお、退会日については、下記表に定めます。退会手続き完了日退会日毎月1日～27日当月末日毎月28日～末日翌々月1日</p> <p>2. キャンペーン等により、解約料等の支払いについて別途合意していた会員については、当該定めに従い、退会時に解約料等を支払わなければならないものとします。</p> <p>3. 退会手続きが完了した場合でも、退会日までは本施設を利用することができます。</p> <p>4. 第1項にかかわらず、入会日を含めた8日以内に、会員が入会手続きを行った店舗(WEBにて入会申込を行った場合は初回登録店舗)に来店し、退会の申し出を行った場合に限り、退会申し出日をもって退会日とします。なお、本項によって退会となった場合、入会日から退会日までの会員の施設利用の有無を問わず、当社は受領済の入会金および月額利用料がある場合にはこれを会員に返還するものとし、解約料等については対象外とします。</p>	<p>第11条1項</p> <p>退会手続きについて、来店以外の方法を認めるよう要請します。</p>	<p>本条項は退会手続きにつき、利用登録中の店舗に来店のうえ、退会手続きを行う旨規定しています。退会を希望する会員の中には、怪我や病気などで長期に渡って来店が困難な会員がいることが想定され、そのような会員に対して来店を求めることは消費者の利益にそぐわないものといえます。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑みると、利用者が退会手続きのために店舗まで来店することに躊躇を覚えることもあり、感染リスクを減少させるためにも、来店以外の退会手続きを認めるべきであると考え、要請するものです。</p>	<p>下記変更案の通り、修正させていただきます。(変更案)</p> <p>1. 本施設を退会しようとする会員は、利用登録中の店舗に来店又は当該店舗宛に別途当社の指定する書類を郵送のうえ、別途当社が指定する退会手続きを行うものとします。なお、退会日については、下記表に定めるものとし、退会日をもって契約は終了するものとします。</p> <p>※なお、郵送の方法による退会手続きは、当社の指定する書類の記載・内容が不足なく当社に到達し、当該内容を当社が確認できたときに完了するものとします。</p>
要請事項④	<p>第15条(利用規約の改定)</p> <p>1. 当社は、必要と判断した時、利用者の承諾を得ることなく本規約を改定することがあり、本施設のWEB サイト上に規約の改定内容等が表示された時点より、効力を生じるものとします。</p> <p>2. 本規約の内容が改定され、改定後においても引き続き本施設を利用した場合、利用者は、本規約の改定に同意したものとみなされ、利用者および当社は、改定後の規約に拘束されるものとします。</p>	<p>第15条</p> <p>規約が利用者にとって不利益に改定された場合に、合理的な周知期間を設けると共に、契約の解除及び返金を認めるよう要請します。</p>	<p>本条項においては、改定後に引き続き本施設を利用した場合に、改定に同意したものとみなす旨規定されていますが、改定に同意しない場合の手続の規定がありません。特に、利用者にとって不利益に改定された場合に、同意しない利用者には契約を解除することが認められるべきと考えますので、その点を規定するよう求めるものです。</p>	<p>3項を新設致します。(変更案)</p> <p>3. 前二項に関わらず、法令上利用者の同意が必要となるような内容の変更の場合には、当社所定の方法で同意を得るものとします。</p>